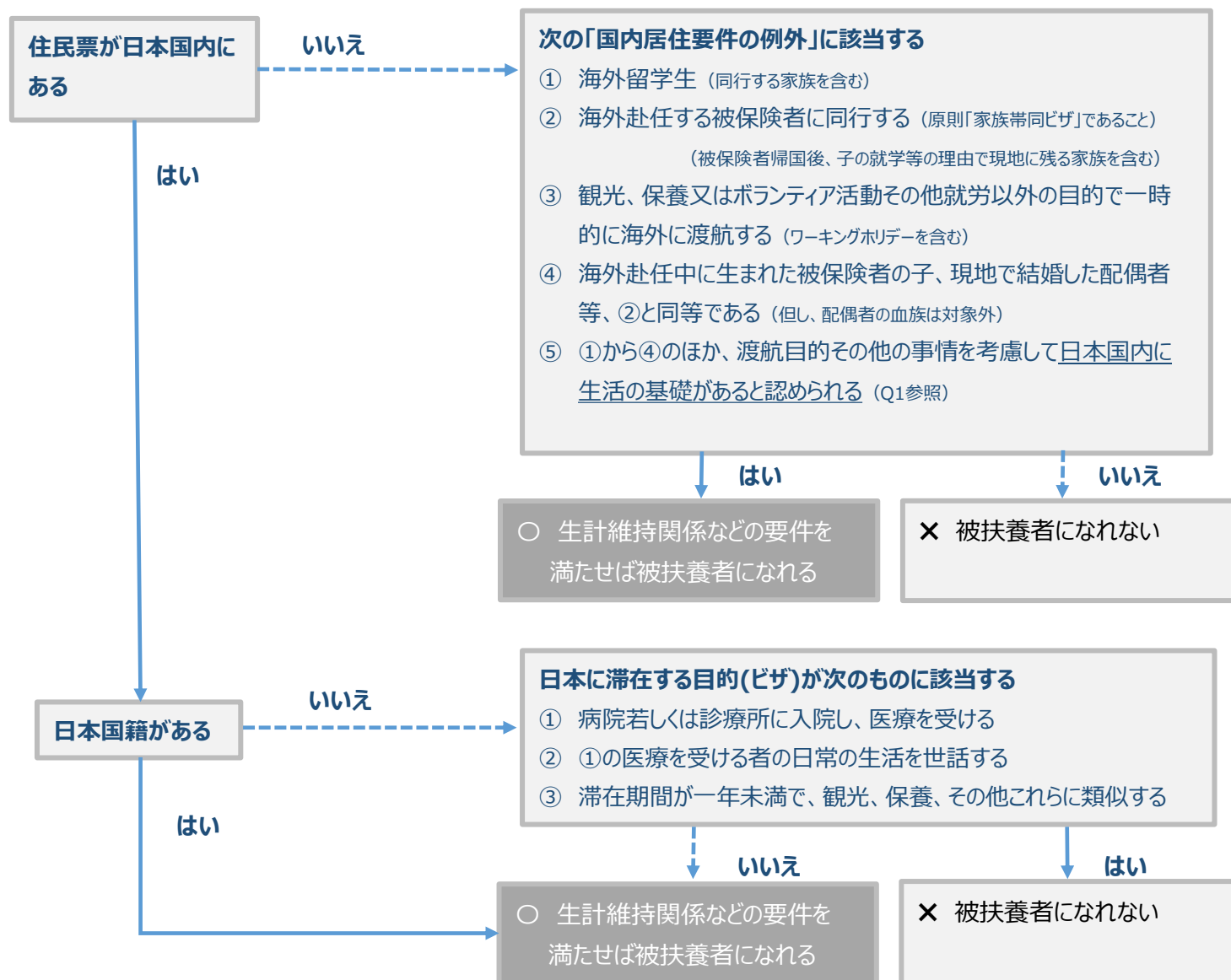




Q&A

Q1.「日本国内に生活の基礎がある」とはどういうことでしょうか。

⇒これまで日本で生活しており、渡航目的に照らし、今後日本で生活する蓋然性が高いと認められる場合、日本国内に生活の基礎があると判断します。具体的には、「渡航目的が就労でないこと」「渡航が一時的であること（ビザに有効期限があること）」が基本となります。

Q2.就労を目的とした渡航ではないが、実際に海外で就労している場合は、就労の程度にかかわらず、国内居住要件の例外としては認められないのでしょうか。

⇒海外で就労している場合、原則として国内居住要件の例外には該当しないこととなりますが、例えば、留学生の滞在費用を補うためのアルバイトなど、本来の在留活動が妨げられない範囲の付随的な就労であると認められる場合はこの限りではありません。

Q3.当初、「国内居住要件の例外」に該当することが確認できたため、被扶養者として認定していた者が、予定の変更等があり「国内居住要件の例外」に該当しないこととなった場合、どのタイミングで被扶養者削除とすべきでしょうか。

例：留学生だったが、そのまま現地で就職した場合

海外赴任中に結婚した配偶者を被扶養者としたが、配偶者に付いて日本で生活する予定がなくなった場合

⇒原則として、例外に該当しなくなった時点で削除することとなります。